

| | | | |
|------------------|----|----|-----|
| 務 | 00 | 01 | 1 年 |
| (令和9年3月末まで保存) | | | |
| (令和7年12月20日まで有効) | | | |

交 企 第 3 1 1 号

(交 規 、 交 指 、 運 免)

令 和 7 年 1 1 月 1 8 日

各 所 属 長 殿

青 森 県 警 察 本 部 長

令和7年冬の交通安全県民運動の実施について

県警察では、交通死亡事故抑止に向けた各種活動を推進中であるが、本年10月末現在の交通事故発生状況は、死者数については大きく減少しているものの、発生件数及び負傷者数は前年とほぼ同水準で推移しており、予断を許さない状況にある。

例年、この時期は、薄暮、夜間及び早朝における交通死亡事故が多発する傾向にあるほか、年末は忘年会等で飲酒する機会が増加し、飲酒運転による重大事故の発生も懸念されるところである。

こうした情勢の中、見出しの運動が実施されるので、各位にあっては、交通事故抑止に向けた実効ある対策を推進されたい。

記

1 目的

本運動は、広く県民に交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けるとともに、県民自身による道路交通環境の改善に向けた取組を推進することにより、交通事故防止の徹底を図ることを目的とする。

2 実施期間

令和7年12月11日（木）から12月20日（土）までの10日間

3 運動重点

- (1) 歩行者の安全な道路横断方法等の実践等と反射材用品や明るい目立つ色の衣服等の着用促進
- (2) 飲酒運転等の悪質・危険な運転の根絶
- (3) 高齢運転者等の交通事故防止対策
- (4) 冬道の安全運転の推進

4 推進事項

- (1) 歩行者の安全な道路横断方法等の実践等と反射材用品や明るい目立つ色の衣服等の着用促進
 - ア 歩行者の交通ルールの理解・遵守等の徹底
 - (ア) 歩行者が被害に遭った場合でも、歩行者側にも車両等の直前直後横断や横断歩道外横断等の法令違反がある場合や、夜間の路上横臥が要因となった事故など、歩行者側の過失にも着目し、交通事故実態の周知を図る取組を推進すること。
 - (イ) 横断歩道を渡ること、信号機のあるところでは、その信号に従うこと等の基本的な交通ルールや歩きスマホの危険性の周知に加え、自らの安全を守るための交通行動として、手を上げる、手を差し出すことで運転者に対して横断する意思表示をし、止まった車に感謝の気持ちを伝え、安全を確認してから横断を始めること、横断中も周囲の安全を確認すること等を促す「ハンド&サンクス～渡る合図とありがとう～」の取組を推進すること。
 - (ウ) 歩行中幼児・児童の交通事故の特徴（飛び出しによる死者・重傷者が多いなど）等を踏まえた交通安全教育等を推進すること。
 - (エ) 高齢歩行者の死亡事故の特徴（65歳未満と比較して横断歩道以外横断が多いなど）を踏まえ、高齢者自身が、加齢に伴って生ずる身体機能の低下を理解し、安全な交通行動を実践するための交通安全教育等を推進すること。
 - イ 歩行者の交通事故防止対策
 - (ア) 全ての年齢層を対象とした反射材用品、LEDライト、明るい目立つ色の衣服等の視認効果等の周知と自発的な着用を促す取組を推進すること。
 - (イ) 通学路、未就学児を中心にこどもが日常的に集団で移動する経路等における見守り活動等を推進すること
 - (ウ) 「ゾーン30プラス」の整備を始めとする生活道路の交通安全対策を推進すること。
 - (エ) 通学路交通安全プログラム等に基づく点検や対策を推進すること。
 - (オ) 通行の妨げとなる不法占有物件の排除等、道路の適正な利用に関する広報啓発等を推進すること。
- (2) 飲酒運転等の悪質・危険な運転の根絶
 - ア 飲酒運転の根絶に向けた取組の強化
 - (ア) 「飲酒運転を許さない社会環境」を醸成するため、飲食店等における運転者への酒類提供禁止の徹底やハンドルキーパー運動の促進など、飲酒運転根絶に向けた取組を推進すること。
 - (イ) 運転者に対するアルコール検知器を用いた酒気帯びの有無の確認等、業務に使用する自動車の使用者等における義務の遵守を徹底させる取組を推進すること。

(ウ) 関係所属においては、取締り態勢を確立の上、飲酒運転の実態等に即した交通指導取締りを強力に推進すること。

なお、飲酒運転取締りの強化期間については別途指示する。

イ 妨害運転等の防止対策

妨害運転等の悪質・危険な運転を防止するため、「思いやり・ゆずり合い」の気持ちを持った運転の必要性等に関する広報啓発活動を推進すること。

(3) 高齢運転者等の交通事故防止対策

ア 加齢等に伴う身体機能の変化が運転に及ぼす影響（反応速度が遅くなったり、動作の正確性が低下したりするなど）等を踏まえたシミュレーターの活用等による参加・体験・実践型交通安全教育及び広報啓発を推進すること。

イ 衝突被害軽減ブレーキ等の先進安全技術を搭載した安全運転サポート車の普及啓発とサポートカー限定免許制度に関する広報啓発を推進すること。

ウ 高齢運転者等に対する安全運転相談窓口の積極的な周知と各種支援施策の広報啓発を推進すること。

エ 後部座席を含めた全ての座席におけるシートベルトの着用、幼児へのチャイルドシートの適正な使用の徹底及び体格等の事情によりシートベルトを適切に着用させることができない6歳以上のお子様へのチャイルドシートの使用を促す広報啓発を推進すること。

オ 観光客等が利用するバス、タクシー、レンタカー業者と連携し、全ての座席におけるシートベルト着用を徹底させるための指導・広報啓発を推進するほか、介護施設や病院等に対し、利用者送迎時における全席シートベルト着用について指導すること。

(4) 冬道の安全運転の推進

ア 冬道の特性、スタッドレスタイヤの特性、安全運転技術等の広報を推進すること。

イ 運転者、安全運転管理者、運行管理者等に対する各種講習会を利用し、冬道における交通事故防止の徹底を図ること。

5 推進上の留意事項

(1) 殉職・受傷事故の防止

交通街頭活動に当たっては、現場責任者の適切な指揮の下、装備資機材を効果的に活用し、受傷事故防止に万全を期すとともに、教養を行い、その絶無に努めること。

また、関係機関・団体や交通ボランティア等との街頭活動の実施に際しても、安全な活動場所を選定するなど、特段の配意をすること。

(2) 関係機関・団体及び他部門等との連携強化

広報啓発活動に際しては、自治体や交通関係機関・団体との連携を図るとともに、

地域警察官や隣接署との合同取締りや年末特別警戒取締り活動の機会を通じての街頭活動など、各部門が連携を図り、警察の総合力を発揮した取組を推進すること。

(3) SNS等を活用した広報啓発活動の推進

広報啓発活動については、ポスター、チラシ等の従来からの広報媒体に加え、デジタルサイネージ、青森県警察公式SNS等を活用した情報発信など、効果的な広報啓発活動を推進すること。

(4) 模範的な交通安全行動の実践

警察職員は、薄暮時間帯におけるライトの早め点灯、反射材用品の着用、横断歩行者等の保護など、模範的な交通安全行動を率先して実践すること。

6 報告

各警察署にあっては、運動期間中の主な交通関係行事について、別添様式に記載の上、本年12月4日（木）までに下記担当へメールにて報告すること。

担当 交通企画課
交通安全対策係

別添様式

冬の交通安全県民運動期間中の行事予定

警察署

| 月日 | 曜日 | 時間 | 場所 | 行事名 | 主催 | 参加人数 |
|----|----|----|----|-----|----|------|
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |

注1：様式については、行数を追加するなど、適宜、調整すること。

注2：安全運動期間に先駆けて実施する行事等にあっても記載すること。

注3：報告期限にあっては令和7年12月4日（木）までとする。